



## 人生100年時代のライフプラン ～働き方を考える～

今後は、これまでのように、60歳～65歳で定年を迎え、その後は年金生活でといったライフプランが通用しない時代になってきました。

一つの企業に定年まで働き続けることが困難になり、転職や副業が一般化し、夫婦であれば共働き、高齢者の雇用など働き方を考えることが大切になってきています。

厚生年金のパートへの適用拡大、幼児教育の無償化などの制度改革の流れもあり、女性も積極的に就業することが求められています。

今の制度では夫婦で働く場合は〈下図〉のように税制や社会保障制度により、世帯収入が変わります。

どのように働くか、ライフプランを見据えて決めていきましょう。



妻の収入		100万円 (※地方税)	103万円 ↓	106万円 ↓	130万円 ↓	141万円 ↓
妻の負担	住民税	なし	あり	あり	あり	あり
	所得税	なし	なし	あり	あり	あり
	社会保険料	なし	なし	なし	あり	あり
夫の所得控除	配偶者控除	38万円	38万円	なし	なし	なし
	配偶者特別控除	なし	なし	38万円～3万円		なし
夫婦の手取り額		妻の収入分だけ手取りが増える	妻の税金負担が数千円～数万円発生する。しかし、手取り額は増える。	妻の社会保険料の負担で、106万円未満時より10万円以上手取りが減る。	妻の社会保険料の負担で、130万円未満時より10万円以上手取りが増える。妻の収入130万円未満時より手取り額が多くなるのは、妻の収入が160万円ぐらい。	

※妻の収入が100万円以下であっても、お住いの市区町村によっては、住民税(均等割)がかかる場合があります。

※妻の収入が106万円以上になると見込まれたときは、条件により、社会保険料が掛かります。(厚生年金・健康保険・雇用保険・介護保険料)

今後、年金受給年齢の引下げや、定年が70歳以上になる可能性も十分考えられます。長く働くことを視野に入れ、仕事に必要な能力やスキルを身につけることも大切です。今後の働き方改革にまつわる制度の動向に目を向け、今後のライフプランに生かしていきましょう。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL:092-947-9003 FAX:092-947-9192

